

## 平成20年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
— (15.00)	— (20.00)	10.4 (25.0)	88.9 (350.0)	— (20.0)

( ) 内の数字は早期健全化基準 実質赤字比率、連結実質赤字比率がないため「—」を記載しています。

### ～実質赤字比率～

一般会計等を対象にした（大崎町では、一般会計で行う事業をいいます。）実質赤字の比率をいいます。

### ～連結実質赤字比率～

全ての会計（大崎町では、一般会計・国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・公共下水道事業特別会計・水道事業会計をいいます。）の実質赤字の比率をいいます。

### ～実質公債費比率～

公債費（借入金の返済金）やそれに準ずるものの経費の大崎町の主な収入（標準財政規模といっています。）に対する比重を示す比率をいいます。

### ～将来負担比率～

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率をいいます。

### ～資金不足比率～

公営企業ごとの資金の不足額の比率をいいます。

### ～早期健全化基準～

財政の早期健全化を図ることとなる基準を示し、この数値以上になると、財政健全化計画の策定などが義務づけられます。

### ～地方公共団体の財政の健全化に関する法律～

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。算定した各指標は、監査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することとなっています。（第3条及び第22条）

## 「ふるさと大崎」を応援いただきありがとうございました！

平成20年度から始めました『大崎町ふるさと応援基金（ふるさと納税）』は、平成21年3月31日現在で、本町出身者の皆様から、9件で1,690,000円のご寄附いただきました。

いただきました寄附金は、本町の自然環境を守るための環境パトロール用軽トラック『ふるさと応援号』の購入費用に活用させていただきました。

これから『ふるさと応援号』が町内各所で見られることと思います。

ご寄附いただきました皆様には心からお礼申し上げます。

今後とも、『ふるさと大崎』を応援下さるようよろしくお願いいたします。

